

# 転専攻規程

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 24 年 12 月 4 日  
大学規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という）学則第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、転専攻の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(志願資格)

第 2 条 転専攻を志願できる者は、本学学生とする。

2 転専攻をした者は、再度の転専攻を志願することができない。

(転専攻の時期)

第 3 条 転専攻の時期は、学年の始めとする。

(受入人数)

第 4 条 各専攻は、専攻定員内で教育に支障がない範囲で受け入れるものとする。

(志願手続)

第 5 条 転専攻の志願は、複数の志願を認めない。

2 転専攻を志願する者は、指導教員又は担任教員等の指導を経て、転専攻願（別紙様式）を 11 月末までに所属の専攻長（以下「所属専攻長」という）に提出しなければならない。

(審査依頼)

第 6 条 所属専攻長は、専攻会議で当該学生の転専攻の志願を認めたときは、転専攻願に当該年度前学期までの成績証明書を添付して、志願先の専攻長（以下「志願先専攻長」という）に 12 月 25 日までに審査を依頼しなければならない。

(審査)

第 7 条 志願先専攻長は、前条により審査の依頼があったときは、次の各号により速やかに審査を行わなければならない。

- (1) 転専攻を志願する理由の妥当性
- (2) 入学後の成績及び共通科目の履修状況と単位取得状況
- (3) 試験及び面接（但し、書類審査をもって試験に替えることができる）

（許可又は不許可の決定及び通知）

第 8 条 志願先専攻長は、前条に基づき転専攻の許可又は不許可を判定し、教授会に諮り、学長に上申するものとする。

2 学長は、前項に基づき転専攻の許可又は不許可を決定し、当該学生、所属専攻長及び志願先専攻長に通知する。

（受入年次）

第 9 条 転専攻生の受入学年は、2 年次とする。

（既修得単位及び履修指導）

第 10 条 受入専攻は、転専攻生の既修得単位に配慮し、授業科目の履修方法について適切な指導を行わなければならない。

（雑則）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、転専攻に関し必要な事項は、各専攻が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

2 平成 24 年度は、第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定にかかわらず、志願期限を平成 24 年 12 月 28 日とし、審査依頼期限を平成 25 年 1 月 25 日とする。

附 則（平成 29 年 2 月 21 日大学規程第 54 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日大学規程第 30 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 転専攻願

年 月 日

大阪河崎リハビリテーション大学長 殿

学生 入学年度 (平成 年度 )  
専攻・学籍番号( 専攻・ )  
氏名 (自署) ㊟

保証人 住所 〒  
氏名 (自署) ㊟

続柄

このたび、下記の理由により 専攻に転専攻したいので、許可くださるよう  
保証人連署をもってお願いいたします。

記

転専攻志願の理由

指導教員又は担任教員等氏名